

## 仕 様 書

### 1 件名

令和 4 年度インバウンド需要回復に向けた OTA との共同プロモーション業務委託

### 2 委託期間

令和 4 年 12 月 6 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

### 3 事業目的

東京都及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を効果的に国内外に発信していく取組を行っている。

本事業では、水際対策の緩和（短期滞在のビザの取得免除や外国人の個人旅行の解禁）に伴い、訪都への需要喚起及び行動を促進するため、オンライントラベルエージェント（以下「OTA」という。）との共同プロモーションを実施する。

### 4 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、アイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07\\_01.html](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html)

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

【Tokyo Tokyo 公式 Instagram】

<https://www.instagram.com/tokyotokyooldmeetsnew/>

### 5 対象市場・ターゲット及び実施時期

各国の出国制限や航路回復状況、インバウンド需要の回復等を踏まえ、以下の訴求ターゲットを明確にし、効果的・効率的に PR を実施すること。訴求ターゲットは、以下も踏まえ対象市場ごとに時期を提案し、TCVB と協議の上決定すること。

- ・比較的早期の航路回復が見込まれる 4 市場以上（北米、豪州、欧州・アジアより 2-3 市場等）に対し、航路回復時期や旅行の計画におけるリードタイム等を念頭にタイミングを見て実施。欧州・アジアの市場選定においては、現地の旅行機運、航空便の就航状況、訪日旅行の実現性等を踏まえ提案をし、TCVB と協議の上市場を決定すること。
- ・各市場におけるターゲット層は比較的早期の需要回復が見込まれる旅行者層（FIT・ミレニアル世代、訪日経験あり等）

- ・OTAの選定にあたっては、別途TCVBより支給する令和4年度のプロモーション予定を参照し、効果の最大化を図ること。

## 6 委託内容

### (1) 全般について

- ア 受託者は、本仕様書3に掲げる目的に基づき、プロモーション実施対象地域にて訪日旅行に向けて利用の多いOTAと連携し、現地在住者やターゲット層の視点を十分に受け入れながら東京への訪問意欲を高め、具体的な行動につなげられるよう、次の委託内容を企画・実施すること。
  - (ア) キャンペーンテーマ及びビジュアルの設定
  - (イ) キャンペーン内容及び広報展開
  - (ウ) (イ)に基づく効果測定及び報告
- イ 各市場特性やインバウンド需要の回復状況を踏まえた上で、戦略的・効果的にPRを実施すること。最新の各種調査結果を元に、各市場及びターゲットとする旅行者層に対し、効果的なコンテンツを用いて訴求すること。
- ウ 世界的な新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大と渡航制限等の状況を踏まえ、情報発信のスタンスに十分留意すること。発信に当たっては、他国・他都市の観光セクターによる発信の動向も注視しながら、発信内容を検討すること。事業開始後に感染症拡大や社会情勢等の影響で広告配信が出来ないと判断する場合は、実施可能な取組を別途提案すること。
- エ 事業全体を通し、対象とする市場によっては必要に応じ現地語で展開することとし、現地語での展開にあたっては、ネイティブライターもしくは同等の言語能力を要するライターを起用し、現地旅行者の視点に立った、自然かつ適切な伝わりやすい文章で掲載すること。
- オ 東京都・TCVBによる記事原稿の確認は記事掲載言語及び日本語の両方で行うため、原稿に対して、英語については抄訳を、それ以外の言語については言葉の表現を細部に渡って確認が可能な日本語訳を別途用意すること。
- カ 業務全体を通し、各国の文化、宗教、社会情勢等に配慮したものとする。
- キ 受託者は各業務の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。
- ク 業務の詳細についてTCVBと協議の上決定し、進捗状況を綿密にTCVBに報告すること。
- ケ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVBに提出すること。
- コ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- サ 東京都が令和4年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。
- シ 各業務の遂行にあたっては、目標を立て、それに対応する効果測定を行うこと。目標数値・内容はTCVBと協議の上決定すること。

### (2) キャンペーンテーマ及びビジュアルの設定

「4 実施コンセプト」に基づき、本事業全体のキャンペーンテーマ、テーマに合わせたキャッチコピー及びキービジュアル（以下「キャンペーンテーマ等」という。）を提案し、TCVBと協議の上決定すること。原則、決定したキャンペーンテーマ等を各市場におけるプロモーションにおいて活用し、一貫したイメージ訴求を行うこと。

なお、本事業で設定したキャンペーンテーマ等は TCVB が別途行う PR においても活用する可能性があることを前提に必要な権利処理等を行うこと。

### (3) キャンペーン内容及び広報展開

#### ア 業務内容

- (ア) 本事業に最適な連携先 OTA を提案及び TCVB との協議の上決定し、必要な手配・調整を行うこと。なお、タイアップ先は TCVB が別途支給する「令和 4 年度プロモーション予定一覧」でタイアップ予定の OTA と差別化した OTA が望ましい。
- (イ) キャンペーンテーマ等を活用し、連携する OTA サイト内等にキャンペーンページを設置すること。キャンペーンページからは実際の訪都旅行商品等のページへの導線を設定すること。
- (ウ) キャンペーンテーマ等を踏まえ、各市場におけるターゲット層に対して訴求力の高い現在の東京の旅行地としての魅力や東京の新しい楽しみ方、観光施設等を掲載すること。
- (エ) 掲載コンテンツ制作において、制作前に内容・切り口の確認ができることが望ましい。
- (オ) サイト内においては、プロのカメラマンの撮影による写真素材や、アイコンコンセプトにマッチした素材を含めることが望ましい。公式 WEB サイトや公式 SNS アカウント等で二次使用可能な素材がある場合は、使用の可否等権利範囲を明記して提案を行い（例：二次使用可能素材：サイトに含まれる写真。使用範囲：公式 WEB サイトや公式 SNS アカウントでの使用及び、販促用グッズ制作等に使用可能。使用期間：3 年）、TCVB 指定フォーマットに情報を記載の上、納品すること。
- (カ) 連携する OTA サイト内やオウンド SNS 等から、キャンペーンページへの誘導をかける等、より多くの旅行検討層をキャンペーンページに誘導する施策を提案の上実施すること。
- (キ) キャンペーンページの設置にあたり、連携する OTA によるキャンペーン商品や割引、ポイント等の還元等があればなお望ましいが、それらの実施にあたっては本事業の予算外での実施とすること。

#### イ 掲載期間

特設サイトの掲載期間は原則令和 5 年 3 月 31 日までとすること。

### (4) 効果測定及び報告

6 (3) の業務について、以下の通り効果測定及び報告を行うこと。

- ・キャンペーン開始前にページへのアクセス数、滞在時間、予約ページ等への遷移数等、適切な KPI 指標を TCVB と協議の上決定し、目標数値を設定の上月次で報告すること。また、可能であれば予約ページ遷移後の予約数等、実際の行動につながった KPI 等を提示すること。
- ・キャンペーン期間内に数値結果に応じて改善が必要な場合は改善策を提案し、実施すること。
- ・測定結果については、月次の報告の他、キャンペーン終了後に概要版及び全体版として報告書にまとめ提出すること。

## 7 完了報告と契約代金の支払いについて

### (1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

### (2) 完了報告と成果物の提出について

#### ア 委託完了届

別紙 1「委託完了届」を提出すること。

#### イ 実施報告書

A4 で作成し紙 3 部、電子データを CD-R または DVD-R で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※効果測定結果等を含む。

## 8 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、この限りではない。

## 9 制作物に関する権利の帰属

本件委託により発生する成果物の著作権等の取扱いについては、仕様書別紙 2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」『14 著作権等の取扱い』に定めるところによる。

## 10 委託事項・関係法令の遵守

### (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

### (2) 別紙 2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

## 11 秘密の保持

受託者は、上記 8 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 12 個人情報の保護

### (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙 2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

### (2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
- ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

### (3) 本事業実施にあたり、上記 8 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙 2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価

制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

### 1.3 その他

- （１）仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- （２）その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- （３）本事業の委託者は **TCVB** であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- （４）感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する  
場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うもの  
とし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途その  
ポリシーに従い代金を支払う。
- （５）**TCVB** は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金  
額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：

公益財団法人東京観光財団

観光事業部 村田・大幸・小西

email : a.murata@tcvb.or.jp